【医療保険用】　　2025年4月1日現在

＜　重要事項説明書　＞

敬愛クリニック訪問看護ステーションが提供する指定訪問看護サービスについて、契約を締結する前に同意を頂きたい内容を、本書面にてご説明いたします。ご不明な点は、お気軽にお尋ねください。

1. 訪問看護ステーションについて

事業所名	敬愛クリニック訪問看護ステーション
事業所管理者	小山　さくら
所在地及び電話番号	東京都町田市忠生4丁目5番地10ウエルストンアネックス2階 電話番号:042-789-3730　　FAX番号:042-794-9899
事業所の職員体制	管理者　1名 看護師　4名　　常勤看護師3名(管理者兼務含む)、非常勤看護師0名 　　常勤准看護師0名、非常勤准看護師1名 リハビリ職員　　常勤1名、非常勤1名
営業時間	月曜日 ・ 火曜日 ・ 水曜日 ・ 木曜日 ・ 金曜日・土曜日(祝日を除く)　9時から17時30分 ※日曜日・祝日・12月29日から1月3日は休業となります。 ※日曜日及び祝日の訪問をご希望の方は、ご相談に応じます。 ※緊急時訪問看護加算契約利用者に対しましては、24 時間体制にて電話でのご相談及び緊急時訪問を行います。
事業所の指定番号	指定訪問看護　(ステーション番号:7394737)
サービスを提供する通常の実施地域	【町田市】 全域 【多摩市】 全域 【八王子市】 大塚、鹿島、上柚木、越野、下柚木、中山、南陽台、東中野、別所、堀之内、松が谷、松木、南大沢、鑓水 ※その他の地域についても、お気軽にお問合せください。
運営法人	名称:医療法人社団天恵会 代表:理事長　中島　克恵 所在地:東京都町田市忠生4丁目5番地10ウエルストンアネックス1階 電話番号:042-794-9106　　FAX番号:042-794-9017 ホームページ:http://keiai-med.com
サービスの第三者評価の実施状況について	実施の有無 ： なし　　実施した直近の年月日 ： 第三者評価機関名:　　評価結果の開示状況 ：
法人が運営する事業所① (同一敷地内)	名称　:敬愛クリニック 所在地　:東京都町田市忠生4丁目5番地10ウエルストンアネックス1階 電話番号 ： 042-794-9106　　FAX番号 ： 042-794-9017 事業内容 ： 健康保険法及び精神保健及び精神障害者福祉法に関する法律に基づく診療所(在宅療養支援診療所)

法人が運営する事業所 ② （同一敷地内）	名称 ：敬愛クリニック在宅相談室 所在地 ：東京都町田市忠生 4 丁目 5 番地 10 ウエルストンアネックス 2 階 電話番号 ： 042-794-9790　 FAX 番号:042-794-9899 事業内容 ： 介護保険法に基づく指定居宅介護支援の事業 （介護保険事業者番号:1373206521）
法人が運営する事業所 ③	名称 ：ケアパートナーけいあい 所在地 ：神奈川県川崎市麻生区片平 1575-2 アンジュール 11 号 電話番号 ： 044-571-6053　 FAX 番号:044-577-5206 事業内容 ： 介護保険法に基づく指定居宅介護支援の事業 （介護保険事業者番号:1475602668）

2. 事業の目的及び運営の方針

(1)ステーションの円滑な運営を図るとともに、介護保険法に基づく指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護並びに健康保険法に基づく指定訪問看護の適正な運営及び利用者に対する適切な訪問看護の提供を確保することを目的としています。

(2)ステーションの訪問看護師等は、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう、また必要な時に必要な訪問看護の提供ができるよう努めます。

(3)関係市区町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、保健所及び保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供を行います。

3. サービス内容

(1)訪問看護サービスは、主治医から訪問看護指示書が発行されてからの開始となります。

(2)利用者の希望及び生活状況を踏まえ、主治医の指示や居宅サービス計画に基づき、利用日時や看護・リハビリの内容を相談の上決定いたします。

(3)訪問看護実施後は、実施内容等の記録を残します。ご不明な点は、遠慮なくお尋ねください。

(4)訪問看護指示書を発行した主治医及び居宅サービス計画書を作成した介護支援専門員に対し、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出いたします。

(5)主治医や介護支援専門員、関係機関等と相互に連携いたします。

(6)以下のサービスを提供します。

①病状、障害の観察、健康相談

②日常生活の看護（清潔保持、食事及び排泄介助等）

③医師の指示による医療処置

④精神的支援をはじめ総合的な看護

⑤療養環境の調整と支援

⑥ターミナルケア

(7)特別の指示（特別訪問看護指示書）があった場合

主治医より、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、当該指示の日から 14 日間を限度として医療保険の給付となります。

4. 利用料金

各医療保険被保険者証に記載された内容を確認させて頂きます。記載された内容に変更があった場合には速やかに当事業所へお知らせください。

(1)別紙に記載する料金表により算定し、各医療保険負担割合に応じて請求いたします。

(2)上記の場合であっても、保険料の滞納等により法定代理受領ができなくなった場合は、一旦10割の金額をご負担頂き、当事業所からサービス提供証明書及び領収書を発行いたします。このサービス提供証明書等を後日保険者の窓口に提出しますと、負担割合に応じた金額の払戻を受けられます。

(3)公費受給者証の種類によっては、公費が適用となり、自己負担が軽減される場合があります。

(4)訪問看護指示書につきましては、主治医が在籍する医療機関より訪問看護指示書発行料として 300 点が請求され、ご利用者にご負担頂きます。

(5)解約料

契約終了日の1ヶ月前までに文書でお申し出があれば、利用者はいつでも解約することができ、料金は一切かかりません。

(6)キャンセル料

サービスの利用をキャンセルする(した)場合、その旨の連絡を受けた時間に応じてキャンセル代を請求いたします。ただし、ご利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、請求いたしません。

①利用する時間の 24 時間前までの連絡　　キャンセル料金不要

②利用者宅に訪問したが不在の場合　　3,000 円

(7)交通費

費用は徴収していません。

5. 請求方法と支払い方法

(1)利用料金その他の費用の請求方法

利用月ごとの合計金額を、利用月の翌月 20 日までにご利用者に文書(請求書及び明細書)を郵送致します。

(2)支払い方法:口座引落とし

当事業所が指定する用紙に記入してもらい、指定口座から利用料金を引き落とします。その際には、引落し日前に請求書及び利用明細書を利用者等に交付をします。

6. 損害賠償

当事業所がサービス提供に伴って、事業所の責めに帰すべき理由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。そのための賠償責任保険にも加入しています。

事故対応窓口	小山　さくら
業務上の事故発生時の対応	・事故状況の把握と安全確保 ・緊急連絡(嘉造、事業所管理者、法人本部、その他関係機関 ・事故状況の記録と報告及び事実確認、保険会社への連絡 ・再発防止策の検討 ・利用者、家族への報告 ・保険者への報告 ・必要に応じて損害賠償の協議

7. 個人情報の取扱い

(1)当事業所がサービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する個人情報は、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

(2)訪問看護サービスを実施するために必要最小限の範囲内において、利用者及びその家族から予め文書で同意を得た上で、その個人情報を使用できるものとし、関係者以外には決して個人情報が漏れることのないように細心の注意を払うとともに、個人情報を提供した会議、相手方、内容等についての記録を保存します。
(3)個人情報を使用する目的
①主治医に対して、訪問看護指示書発行の依頼及び訪問看護計画書並びに訪問看護報告書の提出のため
②介護保険法に基づく介護保険サービスの提供及びその他保健・福祉・医療との連携や連絡調整のため
③当該利用者の居宅サービス計画書を検討する担当者会議及び介護サービスの質の向上や業務の維持・改善のために必要な会議・事例検討会で使用するため
④事業者の介護報酬請求事務、各行政機関への申請事務並びに事故や苦情等の報告事務のため
⑤訪問看護研修における実習受入れ、その他医療・保健・福祉に関する研究調査協力体制を確保するため
(4)訪問看護記録等の開示について
①利用者又はその家族に開示を求められた場合には、訪問看護記録等を開示します。

8. サービス内容に関する苦情

当事業所の訪問看護に関するご相談・苦情についてのご相談・苦情を承ります。

(1)事業所の窓口

相談・苦情対応窓口	小山　さくら
相談・苦情受付後の対応	・丁寧な聞き取りと正確な状況確認 ・発生原因の追究と改善策及び具体的対応の検討 ・ご本人、ご家族及び関係者への回答 ・時系列に沿って記録し、事業所にて保管 ・管理者の判断で必要に応じて理事長へ報告(記録のコピーの提出) ・再発防止に向けて事業所、及び法人全体として苦情内容と改善策に関する情報共有

(2)公的機関窓口
①国民健康保険団体連合会相談窓口

東京都国民健康保険団体連合会 介護相談指導課介護相談窓口担当係	電話番号 ： 03-6238-0177

9．業務継続計画の策定

感染症や自然災害の発生時、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、訪問看護師等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

業務継続計画策定に関する委員会構成委員	・診療所　看護師 ・訪問看護ステーション　看護師 ・居宅介護支援事業所　介護支援専門員 ・その他委員会で必要と認めた者

10. 感染症の予防及びびまん延の防止のための措置

感染症が発生した際の予防、又はまん延防止のために、次の各号に掲げる措置を講じます。

(1)事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催します。

(2)事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
(3)訪問看護師等に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修を定期的に実施します。

対策検討委員会構成委員	・診療所　看護師 ・訪問看護ステーション　看護師 ・居宅介護支援事業所　介護支援専門員 ・その他委員会で必要と認めた者

11.虐待の防止

虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。
(1)事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問看護師等に周知徹底を図ります。
(2)事業所における虐待防止のための指針を整備します。
(3)訪問看護師等に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施します。
(4)虐待防止の措置を講じるための担当者を配置します。

当事業所の虐待防止担当者	小山　さくら
虐待防止対策検討委員会構成委員	・診療所　看護師 ・訪問看護ステーション　看護師 ・居宅介護支援事業所　介護支援専門員 ・その他委員会で必要と認めた者

12 .身体的拘束等について

事業所は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合等、利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の①～③の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、保存します。

また事業所として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを、医療機関や介護サービス事業所と連携して行います。

①切迫性	直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及び事が考えられる場合
②非代替性	身体的拘束以外に、代替する介護方法がない場合
③一時性	利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及び事がなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合